政 策 5-2

1.政策名

行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

2.政策の目標

(目標)

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究 を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査 研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(業績指標) 研究体制の整備状況

研究の実施状況

研究結果の関係部局へのフィードバックの状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

これを踏まえて、金融庁における研究と研修を効果的に連携させることを目的とした金融研究研修センターの設立をはじめ、研究を円滑に遂行しうる体制整備を行うとともに、関係部局との連携を保ちつつ行政実務に即した研究の実施、研究結果のフィードバックを目標としました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁においては、多数の制度整備が求められる一方、国際的に制度の整合性を図る必要から、的確な現状把握や制度調査を踏まえて企画立案を行うことが重要であり、これまで主に国内外の金融制度等の調査や経済金融情勢の調査を行ってきました。

しかしながら、最近の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、更には業態の垣根を越えた金融コングロマリットや証券化等の技術を利用したハイブリッドな金融商品の出現といったように、より急激に高度化、複雑化、国際化を遂げており、専門性の高い調査研究の必要性がますます高まっています。

4.事務運営についての報告及び評価

(1)事務運営についての報告

研究体制の整備状況

平成 13 年 7 月、金融庁は従来の開発研修室に、新設された研究開発室及び研究官を設置し、金融研究研修センターを発足させました。研究部門は新設のため、センター準備委員会を設置し、取り組む研究テーマや研究者の選定等を進め、以下のように研究官等として採用・委嘱しました。

- 公募により大学や民間シンクタンク等から研究官(常勤)3名を採用、
- ・ 外部の研究者4名を特別研究員として委嘱、
- ・ 特別研究員のアシスタントとして専門研究員(非常勤)2名を採用、
- ・ 海外の研究者を客員研究員として委嘱 客員研究員は平成 14 年 1 月まで委嘱。 平成 14 年度は研究官 1 名が増員されます。

研究の実施状況

イ.研究官による研究

(イ)金融コングロマリット活動と規制

グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施しています。本研究の一環として、センターに「金融コングロマリット研究会」を設置、平成14年6月に第1回会合を開催し、今年8月末で第3回を数えています。

(口)電子金融取引への対応

電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場やIT技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施しています。本研究の一環として、センターに「電子金融研究会」を設置、平成14年6月に第1回会合を開催し、今年8月末で第3回を数えています。

(八)諸外国の金融制度等

我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマとし、企画課調査室と共同で、諸外国、特に米国、英国、ドイツ、フランスの金融に係る監督・検査制度、市場制度、破綻処理制度等について網羅的な調査、研究を実施しています。

口.特別研究員・専門研究員による研究

(イ)金融工学理論による分析・研究

市場リスクについて、株式ポートフォリオに対し株価指数先物を売り建てることによるリスク・ヘッジの有効性に係る研究等を、また、信用リスクについて、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測に係る研究を実施しています。

(口)信託制度に係る研究

信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、『信託研究会』を 8 回開催(終了)し、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用いて、信託制度に係る研究を実施しています。

八.客員研究員による研究

日本とスイスの銀行監督制度、及びマーケット・リスクの管理手法の比較をテーマとする研究を実施しました。(平成13年7月~平成14年1月)

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

イ.研究官による研究

(イ)論文『金融システムと銀行』を取りまとめて、金融審議会金融の基本問題に関するスタディグループ主宰のシンポジウムで発表し、21 世紀の金融システムのあり方について議論されました。

(平成13年12月、池尾和人慶応大教授との共同執筆)

(ロ)ドイツにおける銀行の資金調達に関する調査資料を提供し、金融審第二部会金融機能の向上に関するワーキンググループにおいて、銀行社債の発行手続のあり 方を検討するにあたり、主要国との比較が行われました。

(平成14年4月~5月)

- (ハ)主要国の金融検査・監督制度の調査結果を取りまとめました。 (平成13年12月、企画課調査室と共同、研究官は独・EUを担当)
- (二)研究の効率化を図るため、外部委託を活用しました。
 - ・米国・英国・独の預金保険制度等について取りまとめました。 (平成14年3月~5月、米・英は専門家に委託、研究官は独を担当)
 - ・手形・小切手の電子化に関する調査を委託しました。(平成14年3月)
- (ホ)研究官による研究は、いずれも中長期の視点から取り組んでおり、最終的な成果の取りまとめは平成 15 年度を目処にしているところですが、金融コングロマリット研究会及び電子金融研究会は庁内にオープンとすることで、最先端の金融情勢の紹介や、議論・検討に参画する場を提供しました。
- 口.特別研究員・専門研究員による研究
- (イ)国際会議等における議論・交渉の際の理論的バックボーンとして用いるため、 株価指数先物を利用したリスクヘッジの日本市場における効果や、EDF(推定 倒産確率)を規準とした銀行格付の内部格差についての研究結果を要請元にフィードバックしました。(平成14年4月~6月)
- (ロ)信託制度に係る研究は、『金融審第二部会信託に関するWG』に特別研究員が 幹事として参画しており、今後成果が反映されていきます。(平成14年6月~)
- 八.客員研究員による研究

日本とスイスの銀行監督制度についての研究結果を取りまとめ、庁内関係者を集めて『金融研究研修センターワークショップ』を開催しました。(平成14年1月)

- 二.その他フィードバックの状況等
- (イ)国際課と連携を取りながら研究官が各種国際会議に出席し、その識見を活かしました。
 - ・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース
 - (自己資本比率規制が経済に与えた影響等の調査研究)
 - ・APEC(アジア太平洋経済協力会議)電子金融取引
- (ロ)必要に応じ研究官等と関係部局とがミーティングを行い専門的知識、技術の提供に努めました。

- (ハ)『金融研究研修センター情報』として庁内にトピックを配信しました。 (平成 13 年 8 月第 1 号~平成 14 年 6 月第 14 号)
- (二)『金融研究研修センターワークショップ』を開催し、海外の金融情勢について 庁内に発信しました。(4回開催)

(2)評価

平成 13 事務年度は金融研究研修センター発足初年度であり、研究官による研究、特別研究員・専門研究員による研究は論文形式での対外公表には至っていません。なお、研究官による研究は、いずれも中長期の視点から取り組んでおり、最終的な研究成果の取りまとめは平成 15 年度を目処にしているところです。

しかしながら、庁内各課からの調査・研究要請に対しては、研究成果を金融審議会や 国際会議への協力等を通じて随時関係部局へフィードバックしました。

このように、研究成果は関係部局の行政実務に一部貢献しているもののより一層の 取組みが必要であると考えます。

5.今後の課題

(1)対外発信

研究をより有益・有効性のあるものへと高め、関係部局に良質な研究成果をフィードバックしていくには、金融庁内外を問わず広い範囲で議論を喚起することが重要と考えます。平成 13 事務年度では対外公表に至りませんでしたが、平成 14 事務年度は特別研究員等による研究成果を論文形式に取りまとめ、積極的に対外公表につとめるほか、研究機関としての認知度・存在感を高める取組みも必要と考えられることから、外部で開催されるコンファレンスに参加するなど機会を捉えて様々な形で情報発信をしていくことが必要であると考えます。

(2)関係部局との相互交流の一層の促進

行政部局のニーズを的確に吸い上げ、金融行政への円滑なフィードバックを促すため、相互交流の場を積極的に提供していくことが必要と考えます。

例)研究成果を活用した勉強会など

(3)体制拡充

顕在化している課題は銀行・保険・証券・会計といった各分野における高度かつ技術的なものから業際の問題まで広範にわたっていることから、より多面的・総合的な研究を行うことはとても重要なものとなっており、体制を拡充していく必要があると

考えます。

当面は研究官(常勤)を5名、アシスタントとして専門研究員(非常勤)4名を配置する体制とすべく、平成14年度に研究官1名の増員が認められたのに引き続き、平成15年度は研究官1名の定員増と専門研究員2名分の予算要求を行っています。

例)保険・証券等研究対象分野の拡充

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、研究をより有益・有効性のあるものへと高め、かつ的確に研究成果をフィードバックしていく観点から、対外発信の充実や関係部局との相互交流の一層の促進に努めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8.注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研究体制の整備状況、研究の実施状況、研究結果の関係部局へのフィードバックの状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

- ・ 研究成果の取りまとめ実績
- ・ 各種会合の参加・開催実績
- ・ 金融研究研修センター情報の配信実績

9.担当部局

総務企画局政策課研究開発室